

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

総務部	総務課	庶務係長，調査係長，広報係長，財産管理係長
	経営企画課	経営管理係長，経営企画係長，事業推進係長，経営システム係長
	職員課	人事係長，監察第1係長，監察第2係長，企画調査係長，給与労政係長，人材育成係長
	経理課	財務第1係長，財務第2係長，会計係長
	用度課	制度管理係長，契約係長
	お客さまサービス推進室	管理係長，サービス推進係長，料金係長，債権管理係長，料金システム係長
技術監理室	監理課	管理係長，技術調整係長，検査基準第1係長，検査基準第2係長，営繕係長
水道部	管理課	庶務係長，事業管理係長，企画係長，施設情報係長
	施設課	事務係長，調整係長，施設係長，設備係長，浄水係長
	給水課	事務係長，給水係長，鉛管解消係長

	配水課	事務係長，配水係長，整備係長，路面復旧係長
--	-----	-----------------------

」を

「

総務部	総務課	庶務係長，調査係長，防災危機管理係長，広報企画係長，協働推進係長，ICT推進係長，拠点整備係長
	企業力向上推進室	企業力向上係長，技術継承係長，技術力向上係長，業務改善係長，監察係長
	職員課	人事係長，企画調査係長，労政係長，給与厚生係長
	契約会計課	制度管理係長，契約係長，会計係長
	お客さまサービス推進室	管理係長，料金係長，債権管理係長
経営戦略室		経営管理係長，経営企画係長，みらい創造係長，財務第1係長，財務第2係長，資産活用係長，資産調査係長
技術監理室	監理課	管理係長，技術統括係長，施設検査係長，設備検査係長，建築営繕係長，設備営繕係長
水道部	管理課	庶務係長，事業管理係長，企画係長
	施設課	事務係長，施設係長，設備係長，浄水係長
	水道管路課	事務係長，給水係長，配水係長，整備第1係長，整備第2係長，路面復旧係長

」に改め，

同条第2項の表以外の部分中「及び係」を削り，「係に」を「事業所に」に改め，同項の表資器材・防災センターの項を削り，同表東部営業所の項から西部営業所の項まで及び同

表南部営業所の項中「お客さまサービス係長」の右に「，利用促進係長」を加え，同条第4項の表以外の部分中「係に」を「事業所又は係に」に改め，同項の表水道管路管理センターの部南部給水工事課の項中「工事第1係，工事第2係」を「工事第1係，工事第2係，量水器係」に改め，「工事第2係長」の右に「，量水器係長」を加え，同表施設管理事務所の部係の名称の欄中「施設係」を削り，同条第5項の表以外の部分中「係に」を「事業所又は係に」に改め，同条第6項第1号を削り，同項第2号を同項第1号とし，同項第3号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項及び第3項中「センター，営業所及び」を削り，「事業所」の右に「（浄水場を除く。）」を加え，同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 お客さまサービス推進室に管理課長及び料金課長を置く。

6 経営戦略室に経営企画課長，財務課長及び資産活用課長を置く。

第2条第7項から第9項までを削る。

第3条第5項中「部長」の右に「，経営戦略室長」を加え，「次長」を「上司」に改め，同条第7項中「課長」を「課に置く課長，企業力向上推進室長」に改め，同条第8項中「経営ビジョン策定・防災担当部長，経営政策担当部長，財務・資産活用担当部長」を「副室長，前条第5項及び第6項に定める課長」に，「財産管理担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，業務管理担当課長，料金・システム企画担当課長，京北分室担当課長」を「副所長」に，「及び」を「並びに」に改め，同条第10項から第12項までを削り，同条第13項中「前12項」を「前各項」に改め，同項を同条第10項とする。

第4条中「課長」を「課に置く課長」に改める。

第5条第1項中「部長」の右に「，経営戦略室長」を加え，同条第3項本文中「に事故があるときは，主管事務につき，課長又はお客さまサービス推進室長がその職務を代理し，技術監理室長」を「，経営戦略室長又は技術監理室長」に，「技術監理室副室長」を「企業力向上推進室長，お客さまサービス推進室長，課に置く課長（事業所に置く課長を除く。以下同じ。）又は第2条第6項に定める課長」に改め，同項ただし書中「，経営ビジョン策定・防災担当部長，経営政策担当部長又は財務・資産活用担当部長」を削り，「課長」を「企業力向上推進室長，お客さまサービス推進室長，課に置く課長又は第2条第6項に定める課長」に改め，同条第4項中「お客さまサービス推進室長」を「企業力向上推進室長又はお客さまサービス推進室長」に，「お客さまサービス推進室副室長」を「主管事務につき，副室長又は第2条第5項に定める課長」に改め，同条第5項から第7項までを削

り、同条第8項本文中「課長に」を「課に置く課長、第2条第5項若しくは第6項に定める課長又は副室長に」に、「又は担当課長補佐」を「、担当課長補佐、係長又は担当係長」に改め、同項ただし書中「、財産管理担当課長、コンプライアンス担当課長又は人材育成担当課長」を削り、「又は担当課長補佐」を「、担当課長補佐、係長又は担当係長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項を削り、同条第10項中「事業所の長」の右に「、事業所に置く課長又は支所長」を加え、同項を同条第6項とする。

第6条総務課の項を次のように改める。

#### 総務課

- (1) 局の庶務に関する事。
- (2) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (3) 部の事故処理に関する事。
- (4) 公印に関する事。
- (5) 文書の收受、発送、集配、整理及び保存に関する事。
- (6) 議会に関する事。
- (7) 企業管理規程その他重要な文書の決定書案の審査に関する事。
- (8) 法令及び例規の解釈に関する事。
- (9) 局例規集の編さん、加除及び貸与に関する事。
- (10) 訴訟及び調停の統括に関する事。
- (11) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例による事務の統括に関する事。
- (12) 事業統計の統括に関する事。
- (13) 広報及び広聴に関する事。
- (14) 水道及び下水道の利用促進に関する事。
- (15) 琵琶湖疏水及び疏水沿線の魅力発信並びに琵琶湖疏水記念館に関する事。
- (16) 情報化の推進に関する調査、研究、企画及び調整に関する事。
- (17) 情報システムの統括に関する事。
- (18) 料金システムの運用及びその利用の支援に関する事。
- (19) 防災その他危機管理の統括に関する事。
- (20) 事業・防災拠点の整備に係る計画及び調整に関する事。
- (21) 車両の管理に関する事。

(22) 部内各課又は室の所管に属しないこと。

(23) その他経営戦略室，技術監理室，水道部及び下水道部の所管に属しないこと。

第6条経営企画課の項を次のように改める。

企業力向上推進室

(1) 人材育成，技術の継承及び組織の活性化に関する施策の企画及び調整に関すること。

(2) 業務改善並びにその意欲の向上に関する施策の企画及び調整に関すること。

(3) 職員研修に関する調査，研究及び企画に関すること。

(4) 職員研修計画に関すること。

(5) 人権文化の構築に係る調整及び推進に関すること。

(6) 人権尊重の意識の高揚を図るための啓発に関すること。

(7) 職員提案制度に関すること。

(8) 庁内誌の発行に関すること。

(9) 職員の服務規律に関する指導，服務監察及び業務監察に関すること。

(10) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務に関すること。

(11) 公益通報者保護法による事務に関すること。

(12) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による事務に関すること。

(13) 職場におけるハラスメントに関する相談及び指導に関すること。

第6条職員課の項を次のように改める。

職員課

(1) 組織の管理に関すること。

(2) 人事管理の調査及び研究に関すること。

(3) 職員の任用及び離職に関すること。

(4) 職員の定数及び配置に関すること。

(5) 職員の人事評価及びその活用に関すること。

(6) 職員の給与その他の勤務条件に関すること。

(7) 職員の分限及び懲戒に関すること。

(8) 職員の服務に関すること。

(9) 職員の退職手当及び退隠料に関すること。

(10) 労働組合に関すること。

- (11) 職員の福利厚生に関すること。
- (12) 職員の労務及び安全衛生に関すること。
- (13) 被服の需給調整, 検査, 管理及び出納に関すること。

第6条経理課の項を削り, 同条用度課の項中「用度課」を「契約会計課」に改め, 同項第1号及び第2号中「上下水道事業の」を削り, 同項に次の8号を加える。

- (5) 資金計画に関すること。
- (6) 資金の管理並びに運用及び調達(一時借入金に限る。)に関すること。
- (7) 金銭及び有価証券の出納保管に関すること。
- (8) 収入及び支出の証拠書類の審査, 整理及び保管に関すること。
- (9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (10) 物品(貯蔵品を除く。)の需給調整及び管理に関すること。
- (11) 不用品の処分に関すること。
- (12) 定期監査の連絡調整に関すること。ただし, 監理課の所管に属するものを除く。

第6条お客さまサービス推進室の項第1号中「上下水道事業に関する」を削り, 同項第16号中「お客さまサービス推進室又は」を削り, 同項第19号中「運用及び開発」を「開発及び運用」に改め, 同項に次の2号を加える。

- (20) 営業所において行う断水及び濁水等に係る広報及び応急給水の調整に関すること。
- (21) お客さま窓口サービスコーナーに関すること。

第10条資器材・防災センターの部を削り, 同条営業所の部第1号中「上下水道に関する」を削り, 同部第6号中「(受付に限る。)」を「に係る受付」に改め, 同部第9号及び第10号を削り, 同部第8号を同部第9号とし, 同部第7号を同部第8号とし, 同部第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 水道及び下水道の利用促進及び増収施策の実施に関すること。

第10条営業所の部中第16号を同部第17号とし, 同部第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 断水及び濁水等に係る広報及び応急給水に関すること。

第10条営業所の部第11号を同部第10号とし, 同部第12号を同部第11号とし, 同部第13号を同部第12号とし, 同部第14号を同部第13号とし, 同部の次に次の1号を加える。

(14) 水道施設維持負担金の徴収に関すること。

第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款の前に次の2号を加える。

(1) 緊急ダイヤルの応対に関すること。

(2) 断水及び濁水等に係る広報及び応急給水に関すること。

第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款事務系の項第1号から第4号まで及び同項第7号中「センター及び」を削り、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 水道技術研修施設の管理に関すること（北部配水管理課に限る。）。

第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款漏水修繕系の項中第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同款中「北部配水管理課」を「北部配水管理課及び南部配水管理課」に改め、同部南部配水管理課の款を削り、同部北部給水工事課の款事務系の項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 貯水槽水道調査及び指導に関すること（北部給水工事課に限る。）。

第10条水道管路管理センターの部北部給水工事課の款工事第1系の項中「工事第1係」を「工事第1係及び工事第2係」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 担当地域に係る鉛製給水管の解消に関すること。

(8) 水道施設維持負担金制度に係る届出の受理に関すること。

(9) 水道施設維持負担金制度に係る地下水等利用専用水道の構造及び予定使用水量の確認に関すること。

第10条水道管路管理センターの部北部給水工事課の款工事第2系の項を次のように改める。

量水器係（南部給水工事課に限る。）

(1) 水道メーターの取替えの計画及び指導に関すること。

(2) 水道メーターの統計に関すること。

(3) 水道メーターの請求試験に関すること。

(4) 貯蔵品（被服及び活性炭を除く。）の需給調整，検査，管理及び出納に関すること。

第10条水道管路管理センターの部北部給水工事課の款中「北部給水工事課」を「北部給水工事課及び南部給水工事課」に改め、同部南部給水工事課の款を削り、同条施設管理事務所の部を次のように改める。

## 施設管理事務所

- (1) 所に属する器具、資材及び車両の管理に関する事。
- (2) 加圧施設の維持管理に関する事。
- (3) 山間地域の取水導水、浄水、送水、配水及び排水処理の設備の維持管理に関する事。
- (4) 山間地域の取水導水、浄水、送水、配水及び排水処理の作業に関する事。
- (5) 遠隔監視設備の維持管理に関する事。
- (6) その他所の庶務に関する事。

第10条水道管路建設事務所の部第7号を同部第8号とし、同部第6号の次に次の1号を加え、同条を第11条とする。

- (7) 水道管路の整備工事等の施行に係る濁水の防止、広報及び応急給水に関する事。

第9条管理課の項中第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 部の防災その他危機管理に関する事。
- (3) 部の事故処理に関する事。
- (4) 部の広報及び広聴に関する事。

第9条管理課の項第26号及び同項第28号を削り、同項第27号を同項第28号とし、同項第25号を同項第27号とし、同項第24号の次に次の2号を加える。

- (25) 下水道分担金の調定、徴収及び減免に関する事。
- (26) 管路情報管理システムに関する事。

第9条計画課の項を次のように改め、同条を第10条とする。

## 計画課

- (1) 公共下水道の事業計画、施設計画及び調査研究に関する事。
- (2) 下水道施設のアセットマネジメントの計画及び運用に関する事。
- (3) 下水道事業（水質管理を除く。）の広域化及び広域連携に関する事。

第8条管理課の項中第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 部の防災その他危機管理に関する事。
- (3) 部の事故処理に関する事。
- (4) 部の広報及び広聴に関する事。



第8条管理課の項第13号を同項第14号とし、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号を同項第11号とし、同号の次に次の2号を加える。

(12) 水道施設のアセットマネジメントの計画及び運用に関すること。

(13) 水道事業（水質管理を除く。）の広域化及び広域連携に関すること。

第8条給水課の項中「給水課」を「水道管路課」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「解消」の右に「の統括」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項に次の6号を加える。

(6) 配水管及びその付帯施設の整備に関すること。

(7) 配水管の工事の設計に関すること。

(8) 配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事の設計に関すること。

(9) 路面復旧工事の施行及び検査に関すること。

(10) 特別給水に係る料金等の調定（水道料金の調定を除く。）及び徴収に関すること。

(11) 水道管路管理センター及び水道管路建設事務所に関すること。

第8条配水課の項を削り、同条を第9条とする。

第7条監理課の項中第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 室の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

(2) 室の防災その他危機管理に関すること。

(3) 室の事故処理に関すること。

(4) 室の広報及び広聴に関すること。

第7条監理課の項第21号を削り、同項第20号中「上下水道事業の」を削り、同号を同項第22号とし、同項第19号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 水質管理の広域化及び広域連携に関すること。

第7条監理課の項第5号を削り、同項第6号中「局の所管に属する」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「局の所管に属する」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号本文中「局の所管に属する」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号本文中「局の所管に属する」を削り、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号中「局技術管理委員会」を「京都市技術管理委員会との連絡及び調整」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項第16号中「上下水道事業に係る」を削り、同号を同項第

15号とし、同項第17号を同項第16号とし、同項第18号を同項第17号とし、同号の次に次の2号を加え、同条を第8条とする。

(18) 本庁舎及び太秦庁舎の管理及び庁内取締りに関すること。

(19) 庁舎（事業所等の建物を含む。）のアセットマネジメントの計画及び運用に関すること。

第6条の次に次の1条を加える。

（経営戦略室）

第7条 経営戦略室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 室の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

(2) 室の防災その他危機管理に関すること。

(3) 室の事故処理に関すること。

(4) 室の広報及び広聴に関すること。

(5) 経営戦略会議に関すること。

(6) 経営計画に関すること。

(7) 経営管理に関すること。

(8) 経営分析及び評価に関すること。

(9) 外郭団体の指導及び調整に関すること。

(10) 料金制度の調査及び研究に関すること。

(11) 水の使用実態等の調査に関すること。

(12) 水道及び下水道の増収施策に関すること。

(13) 予算及び決算の総合調整に関すること。

(14) 予算の執行管理に関すること。

(15) 債権の管理に関する事務の連絡及び調整に関すること。

(16) 企業債に関すること。

(17) 国庫補助金に関すること。

(18) 基金に関すること。

(19) 国の予算に係る要望の調査及び調整に関すること。

(20) 財政状況の公表に関すること。

(21) 地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関すること。

(22) 行政監査及び包括外部監査の連絡調整に関すること。ただし、監理課の所管に属

するものを除く。

- (23) 財務会計システムの運用及び開発に関すること。
- (24) アセットマネジメントの統括に関すること。
- (25) 用地及び建物等の取得に関すること。
- (26) 保有資産の有効活用に関すること。
- (27) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (28) 広告事業の統括に関すること。
- (29) 広域化及び広域連携の総括に関すること。
- (30) 国際協力等の推進に関すること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)